

議案第 1 1 6 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育長職務代理の項中「35,000円」を「57,000円」に改め、同部委員の項中「33,000円」を「55,000円」に改め、同表公共交通検討委員会の項、休日夜間急患診療所運営委員会の項及び休日夜間急患診療所の部を削り、同表学校薬剤師の項中「70,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特別職非常勤職員の報酬の改定及び削除をしたいので、この案を提出するものであります。